

次の【事例】を読んで、【設問 1】および【設問 2】に答えなさい。

【事例】

P 県は、「化製場の設置等に関する指導要綱」（以下「本件要綱」という。）を作成して、これを公表していた。その中では、化製場を設置しようとする者は、化製場等に関する法律（以下「法」という。）3 条 1 項の許可に係る申請を行う前に、化製場の設置場所を所管する保健所の長と協議するものとする旨が定められていた。

A は、P 県 Y 市内に化製場（以下「本件化製場」という。）を設けることを計画したが、その設置場所を所管する Y 市保健所長と本件要綱に従って事前に協議することなく、直ちに法 3 条 1 項の許可の申請書（以下「本件申請書」という。）を Y 市の担当部署に郵送した。しかし、Y 市の担当部署は、「貴殿は、『化製場の設置等に関する指導要綱』により必要な事前協議を行っていませんので、郵送された申請書を受理することはできません。」という記載のある文書を添付して、本件申請書を A に送り返した。

これを受けて、A の顧問弁護士 J が、本件申請書を送り返したことは違法であるとの申し入れを Y 市の担当部署に行った。すると、Y 市の担当部署は改めて本件申請書を受け取って、その審査を開始し、Y 市長は A に法 3 条 1 項の許可（以下「本件許可」という。）を与えた。それに対して、本件化製場から約 200 m 離れたところに住む X が、本件許可の取消訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起した。

【設問 1】 J が、Y 市の担当部署が本件申請書を送り返したことは違法であると考えた理由について述べなさい。（配点 15 点）

【設問 2】 本件訴訟において、X に原告適格が認められるかについて論じなさい。（配点 35 点）

なお、法および法施行条例の抜粋を【参照条文】として掲げるので、適宜参照しなさい。

【参照条文】化製場等に関する法律（抜粋）

第 1 条 この法律で「獣畜」とは、牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいう。

2 この法律で「化製場」とは、獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物を製造するために設けられた施設で、化製場として都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けたものをいう。

3 （略）

第 3 条 化製場……を設けようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 （略）

第 4 条 都道府県知事は、化製場……の設置の場所が次の各号の一に該当するとき又はその構造設備が都道府県の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合しないと認めるときは、前条第 1 項の許可を与えないことができる。ただし、この場合においては、都道府県知事は、理由を付

した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

- 一 人家が密集してゐる場所
- 二 飲料水が汚染されるおそれのある場所
- 三 (略)

化製場等に関する法律施行条例（抜粋）

第3条 法第4条の規定による化製場の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 (略)
 - 二 原料貯蔵室及び化製室は、次に掲げる要件を備えること。
 - イ～ハ (略)
 - ニ 換気扇を備えた排気装置その他臭気を適当な高さで屋外に放散し、又は処理することができる設備が設けられていること。
 - ホ (略)
 - 三 汚物処理設備として、汚物だめ及び汚水の浄化装置を有すること。ただし、汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水の浄化装置を有することを要しない。
 - 四～八 (略)
- 2 (略)